

# 北九州市地域防災計画平成30年12月修正について

## 1 修正の方向性

- (1) 平成30年7月豪雨や大阪府北部地震を踏まえた修正
  - ア 「北九州市災害時の避難に関する検討会」での意見を踏まえた修正
  - イ 災害時の帰宅困難者対策に関するガイドラインの作成に伴う修正
- (2) 本市の防災に関する取り組みの推進に伴う修正
  - ア 大規模災害時における人的支援の受入れに関するマニュアルの作成に伴う修正
  - イ 民間団体等との新たな協力体制の構築に伴う修正
- (3) 津波災害警戒区域等の指定及び防災基本計画の修正に伴う修正
  - ア 津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定に伴う修正
  - イ 平成30年6月29日に修正された「防災基本計画（内閣府）」に基づく修正

## 2 主な修正内容

### (1) 平成30年7月豪雨や大阪府北部地震を踏まえた修正

- ア 避難情報等の発令区域拡大に伴い、発令対象区域を明確化  
【第3章第19節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定】
- イ 避難所の開設基準に帰宅困難者の発生を追記  
【第3章第20節 避難者の受入れ対応】

### (2) 本市の防災に関する取り組みの推進に伴う修正

- ア 大規模災害時における人的支援の受入れに関するマニュアルの作成に伴う修正  
【第2章第10節 業務継続性の確保】、【第3章第1節 防災組織】  
【第3章第2節 防災体制】  
【第3章第24節 緊急物資流通対策】（※修正後、「受援計画」）
- イ 「北九州市消防団応援の店」について追記  
【第2章第12節 火災の防止】
- ウ 北九州国際交流協会との連携による外国人支援体制の構築に関する修正  
【第2章第19節 要配慮者支援体制の整備】  
【第2章第27節 民間企業等による災害時地域支援】  
【第3章第6節 災害の広報・広聴】
- エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣等を追記  
【第2章第25節 こころのケア対策】  
【第3章第27節 医療・助産及び避難行動要支援者対策】
- オ 民間団体等と新たに締結した協定を追記  
【第2章第27節 民間企業等による災害時地域支援】

### (3) 津波災害警戒区域等の指定及び防災基本計画の修正に伴う修正

- ア 津波及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成等を追記  
【第2章第18節 要配慮者利用施設対策】
- イ 民間企業等及び他の地方公共団体との連携について、実効性の確保に留意することを追記  
【第2章第27節 民間企業等による災害時地域支援】、【第3章第43節 相互応援協力】
- ウ 災害によるライフライン途絶が続くおそれのある場合の避難所開設の運用について追記  
【第3章第20節 避難者の受入れ対応】

# 北九州市地域防災計画 平成30年12月修正

新旧対照表 . . . 1～18ページ

※語句の修正など簡易な内容のものを除く

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第10節 業務継続性の確保            第1 略            第2 略            第3 人的資源の確保            災害時における業務継続性の確保のため、適正な人員配置及び他の地方公共団体等の応援により、人的資源の確保を図る。<u>また、受援計画を策定し、外部からの応援の円滑な受入れを図る。</u>            なお、<u>(追加)</u>他の地方公共団体等からの応援については、「第3章第42節 <u>相互応援協力</u>」に基づき実施する。            第4から6 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第10節 業務継続性の確保            第1 略            第2 略            第3 人的資源の確保            災害時における業務継続性の確保のため、適正な人員配置及び他の地方公共団体等の応援により、人的資源の確保を図る。<u>(削除)</u>            なお、<u>適正な人員配置や</u>他の地方公共団体等からの応援については、「第3章第24節 <u>受援計画</u>」に基づき実施する。            第4から6 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第12節 火災の防止</p> <p>第1 略</p> <p>第2 消防力の整備</p> <p>1 消防署・分署及び体制の整備</p> <p>(1) 市街地対策</p> <p>街区の拡大、交通事情等の都市構造の変化に対応し、災害発生後<u>5～6分</u>以内に消防隊が 火災現場に到着できる範囲を目標として消防署・分署の整備を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 消防団の充実強化</p> <p>消防局は、次の取り組みの推進に努め、消防団の充実強化を図る。</p> <p>(1) 加入促進</p> <p><u>(追加)</u> 消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の周知を図るとともに、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行い、消防団への加入促進を図る。</p> <p>(2) 機能強化</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> 既存の消防団（基本団員）の補完的役割や若者や女性、シニアや技能を有する者など、多様な市民が参加しやすい環境づくりの一環として特定の活動に従事する機能別団員制度の導入について検討する。</p> <p>第3 火災予防</p> <p>1から7 略</p> <p>8 高層建築物の対策</p> <p>高層建築物の<u>排煙、避難設備等を重点とする</u>各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底と、積極的な防火訓練の実施などについて指導を行い、建物関係者による自主防火管理体制の強化を促進する。</p> <p>9 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第12節 火災の防止</p> <p>第1 略</p> <p>第2 消防力の整備</p> <p>1 消防署・分署及び体制の整備</p> <p>(1) 市街地対策</p> <p>街区の拡大、交通事情等の都市構造の変化に対応し、災害発生後<u>約6分</u>以内に消防隊が 火災現場に到着できる範囲を目標として消防署・分署の整備を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 消防団の充実強化</p> <p>消防局は、次の取り組みの推進に努め、消防団の充実強化を図る。</p> <p>(1) 加入促進</p> <p><u>消防団応援の店及び</u>消防団協力事業所表示制度<u>並びに</u>学生消防団活動認証制度の周知を図るとともに、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行い、消防団への加入促進を図る。</p> <p>(2) 機能強化</p> <p><u>消防局・消防団が連携した訓練・研修を推進するとともに、消防団員が安全に活動できるよう、消防車や防火衣等の装備を適宜見直し、機能の充実強化を図る。</u></p> <p><u>なお、</u>既存の消防団（基本団員）の補完的役割や若者や女性、シニアや技能を有する者など、多様な市民が参加しやすい環境づくりの一環として特定の活動に従事する機能別団員制度の導入について検討する。</p> <p>第3 火災予防</p> <p>1から7 略</p> <p>8 高層建築物の対策</p> <p>高層建築物の<u>(削除)</u>各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底と、積極的な防火訓練の実施などについて指導を行い、建物関係者による自主防火管理体制の強化を促進する。</p> <p>9 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第13節 津波災害予防 第1 略</p> <p>第2 情報伝達体制の整備 本市沿岸地域に対して有効な情報伝達が行えるよう、同報系防災行政無線、防災メール及び緊急速報メール等、多様な情報伝達体制について検討し、計画的に整備する。</p> <p>第3 避難対象地域、避難方法、避難場所 1 「第2章第5節 災害原因等の科学的調査」などの知見、津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波浸水想定被害区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定する。 2 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、順次実施する。 また、住民に対しては、津波襲来時に的確な行動がとれるよう、津波に関する防災知識の啓発を推進する。 3 津波の想定や地形条件を考慮し、沿岸地域の市有施設の活用や民間ビル等との協力体制の構築による津波避難ビルの指定等、沿岸地域住民の緊急的な避難場所を確保する。 4 略 5 略 第4～6 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第13節 津波災害予防 第1 略</p> <p>第2 情報収集及び伝達体制 <u>住民の避難が円滑に行えるよう、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき情報を収集する。また、本市沿岸地域に対して有効な情報伝達が行えるよう、同報系防災行政無線、防災メール及び緊急速報メール等、多様な情報伝達体制について検討し、計画的に整備するとともに、伝達手段について住民への周知を図り、主体的な情報入手を促す。</u></p> <p>第3 避難対象地域、避難方法、避難場所 1 「第2章第5節 災害原因等の科学的調査」などの知見、津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定する。 2 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、順次実施する。 また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施する。 3 「第2章第24節 避難場所等の整備」に基づき、あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行う。また、津波の基準水位等を考慮し、沿岸地域の市有施設の活用や民間ビル等との協力体制の構築による津波避難ビルの指定等、沿岸地域住民の緊急的な避難場所を確保する。 4 略 5 略 第4～6 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第18節 要配慮者利用施設対策 第1 略</p> <p>第2 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備</p> <p>危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、建設局、消防局、教育委員会等の関係各局は、要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。</p> <p>対象施設の管理者等は、<u>土砂災害防止法及び水防法</u>に定める必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1 対象施設 (1) 略 (2) 洪水 <u>(追加)</u> のおそれのある要配慮者利用施設 水防法に基づく河川の洪水浸水想定区域 <u>(追加)</u> 内において、その利用者の洪水 <u>(追加)</u> 時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。 <u>(追加)</u></p> <p>2 避難確保計画の作成等 (1) 略 (2) 洪水のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、(以下、略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3～6 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第18節 要配慮者利用施設対策 第1 略</p> <p>第2 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備</p> <p>危機管理室、保健福祉局、子ども家庭局、建設局、消防局、教育委員会等の関係各局は、要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。</p> <p>対象施設の管理者等は、<u>土砂災害防止法、水防法及び津波防災地域づくり法</u>に定める必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1 対象施設 (1) 略 (2) 洪水 <u>及び高潮</u> のおそれのある要配慮者利用施設 水防法に基づく河川の洪水浸水想定区域 <u>及び高潮浸水想定区域</u> 内において、その利用者の洪水 <u>及び高潮</u> 時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。 <u>(3) 津波のおそれのある要配慮者利用施設</u> <u>津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内において、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを対象とする。</u></p> <p>2 避難確保計画の作成等 (1) 略 (2) 洪水 <u>及び高潮</u> のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更し、又は自営水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。 関係各局は、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。 <u>(3) 津波のおそれのある要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。</u> <u>関係各局は、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。</u></p> <p>第3～6 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第19節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>第1 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 外国人への支援体制の整備                      危機管理室、企画調整局、産業経済局及び消防局は、関係各局等や関係機関と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置付け、災害発生時において適切に行動できるよう、次のような対策を図る。                      なお、日本に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた対策に努める。                      1から9 略  <u>(追加)</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第19節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>第1 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 外国人への支援体制の整備                      危機管理室、企画調整局、産業経済局及び消防局は、関係各局等や関係機関と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者と位置付け、災害発生時において適切に行動できるよう、次のような対策を図る。                      なお、日本に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた対策に努める。                      1から9 略  <u>10 大規模災害時、必要に応じて「北九州市災害多言語支援センター」による外国人支援体制の構築</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>



北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第2.5節 心のケア対策 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 支援体制の整備 1 略 2 支援体制の整備 国が作成した「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」(追加)等を踏まえ、(追加)災害時の被災者に対する心のケアに適切に対応するための体制整備を検討する。</p> <p>第3 災害時活動マニュアルの作成 保健福祉局は、災害時における被災者と支援者に対するメンタルヘルスマニュアルを作成する。 ※PTSD・・・Post Traumatic Stress Disorder の略で、<u>外傷後</u>ストレス障害という意味。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第2.5節 心のケア対策 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 支援体制の整備 1 略 2 支援体制の整備 国が作成した「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」や「<u>災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領</u>」等を踏まえ、<u>DPAT を含めた</u>、災害時の被災者に対する心のケアに適切に対応するための体制整備に努める。</p> <p>第3 災害時活動マニュアルの作成 保健福祉局は、災害時における被災者と支援者に対するメンタルヘルスマニュアルを作成する。 ※PTSD・・・Post Traumatic Stress Disorder の略で、<u>心的外傷後</u>ストレス障害という意味。</p>



北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第27節 民間企業等による災害時地域支援  災害時において市と民間企業が連携して迅速・的確に災害対策及び避難者支援を行うための計画である。  <u>(追加)</u>  第1 実施担当機関  危機管理室、広報室、<u>(追加)</u>保健福祉局、<u>(追加)</u>建築都市局、産業経済局、港湾空港局、消防局、各区、福岡県</p> <p>第2から第34 略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 災害予防計画</u></p> <p>第27節 民間企業等による災害時地域支援  災害時において市と民間企業等が連携して迅速・的確に災害対策及び避難者支援を行うための計画である。  <u>なお、民間企業等との協定締結による連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>第1 実施担当機関  危機管理室、広報室、<u>企画調整局</u>、保健福祉局、<u>環境局</u>、建築都市局、産業経済局、港湾空港局、消防局、各区、福岡県</p> <p>第2から第34 略</p> <p><u>第35 災害時の協力に関する北九州市と一般財団法人海上災害防止センターとの協定 (H29. 4.1)</u>  <u>市内で発生した災害対応に関して、一般財団法人海上災害防止センターが有する知的資源を効果的に活用することで、被害の軽減を図り、市民の安全・安心を推進することを目的とする。</u>  <u>1 危険物火災、毒性物質漏洩、油流出時の災害対応助言、活動支援</u>  <u>2 毒性物質等の分析</u></p> <p><u>第36 大規模災害発生時における外国人の支援に関する協定 (H30. 6.20)</u>  <u>地震や風水害等による大規模災害発生時において、市が必要と判断した際、公益財団法人北九州国際交流協会に「北九州市災害多言語支援センター」を設置し、言葉の問題を抱える外国人に必要な支援活動を行う。</u>  <u>1 外国人に対して必要な情報の翻訳及び発信</u>  <u>2 外国人からの相談や問い合わせの対応</u>  <u>3 避難所等への通訳者の派遣</u></p> <p><u>第37 大規模災害時における飲用井戸水の確保に関する協定 (H30. 7.2)</u>  <u>北九州市域において大規模災害が発生した場合に、飲用井戸水の確保を迅速に行うため、一般社団法人福岡県環境計量証明事業協会が、本市の要請により、希望する市民に対して飲用井戸水の水質検査を無料で実施する。</u></p> <p><u>第38 災害時における公衆浴場提供に関する協定 (H30. 8.30)</u>  <u>北九州市域において大規模災害が発生した場合に、入浴施設の確保を迅速に行うため、北九州市公衆浴場組合連合会が、本市の要請により、組合員の所有する公衆浴場を避難所生活者等に開放する。</u>  <u>自衛隊が設置する仮設風呂設備を補完し、利用ピーク時の混雑緩和を図るとともに、入浴施設がない避難所の避難者の利便性の向上に資することを目的とする。</u></p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 防災組織</p> <p>第1 北九州市災害対策本部 略</p> <p>1 構成</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本部員 災害対策本部の本部員は、危機管理監、「北九州市事務分掌条例」の第1条に定める局の長及び消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長、<u>(追加)</u>、区長、教育長、市議会事務局長とする。ただし、本部長は、必要に応じて上記以外の市職員（非常勤職員も含む。）の中から必要と認める者を本部員とすることができる。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 設置基準 災害対策本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 震災における基準</p> <p>ア 市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合</p> <p>イ 市内の沿岸部を含む<u>予報区</u>に、大津波警報・津波警報が発令された場合</p> <p>ウ その他災害の状況により市長が必要と認める場合</p> <p>3から5 略</p> <p>6 災害対策本部会議の開催 本部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第5条に基づき災害対策本部会議を招集する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協議内容</p> <p>アからオ 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>カ その他必要事項</p> <p>7から9 略</p> <p>10 防災関係機関職員の派遣 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 福岡県警察（北九州市警察部、警察署等）</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社九州支社<u>北九州管理事務所</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 西部ガス株式会社<u>北九州支社</u></p> <p>(9) から (13) 略</p> <p>11 略</p> <p>第2 北九州市災害警戒本部 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 防災組織</p> <p>第1 北九州市災害対策本部 略</p> <p>1 構成</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本部員 災害対策本部の本部員は、危機管理監、「北九州市事務分掌条例」の第1条に定める局の長及び消防局長、上下水道局長、交通局長、病院局長、<u>公営競技局長</u>、区長、教育長、市議会事務局長とする。ただし、本部長は、必要に応じて上記以外の市職員（非常勤職員も含む。）の中から必要と認める者を本部員とすることができる。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 設置基準 災害対策本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 震災における基準</p> <p>ア 市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合</p> <p>イ 市内の沿岸部を含む<u>津波予報区</u>に、大津波警報・津波警報が発令された場合</p> <p>ウ その他災害の状況により市長が必要と認める場合</p> <p>3から5 略</p> <p>6 災害対策本部会議の開催 本部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第5条に基づき災害対策本部会議を招集する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協議内容</p> <p>アからオ 略</p> <p><u>カ 各部への応援職員の派遣及び要請に関する実施調整</u></p> <p><u>キ</u> その他必要事項</p> <p>7から9 略</p> <p>10 防災関係機関職員の派遣 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 福岡県警察（<u>北九州市警察部等</u>）</p> <p>(5) 西日本高速道路株式会社九州支社<u>北九州高速道路事務所</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 西部ガス株式会社 <u>(削除)</u></p> <p>(9) から (13) 略</p> <p>11 略</p> <p>第2 北九州市災害警戒本部 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

1 略

2 設置基準

略

(1) 略

(2) 震災における基準

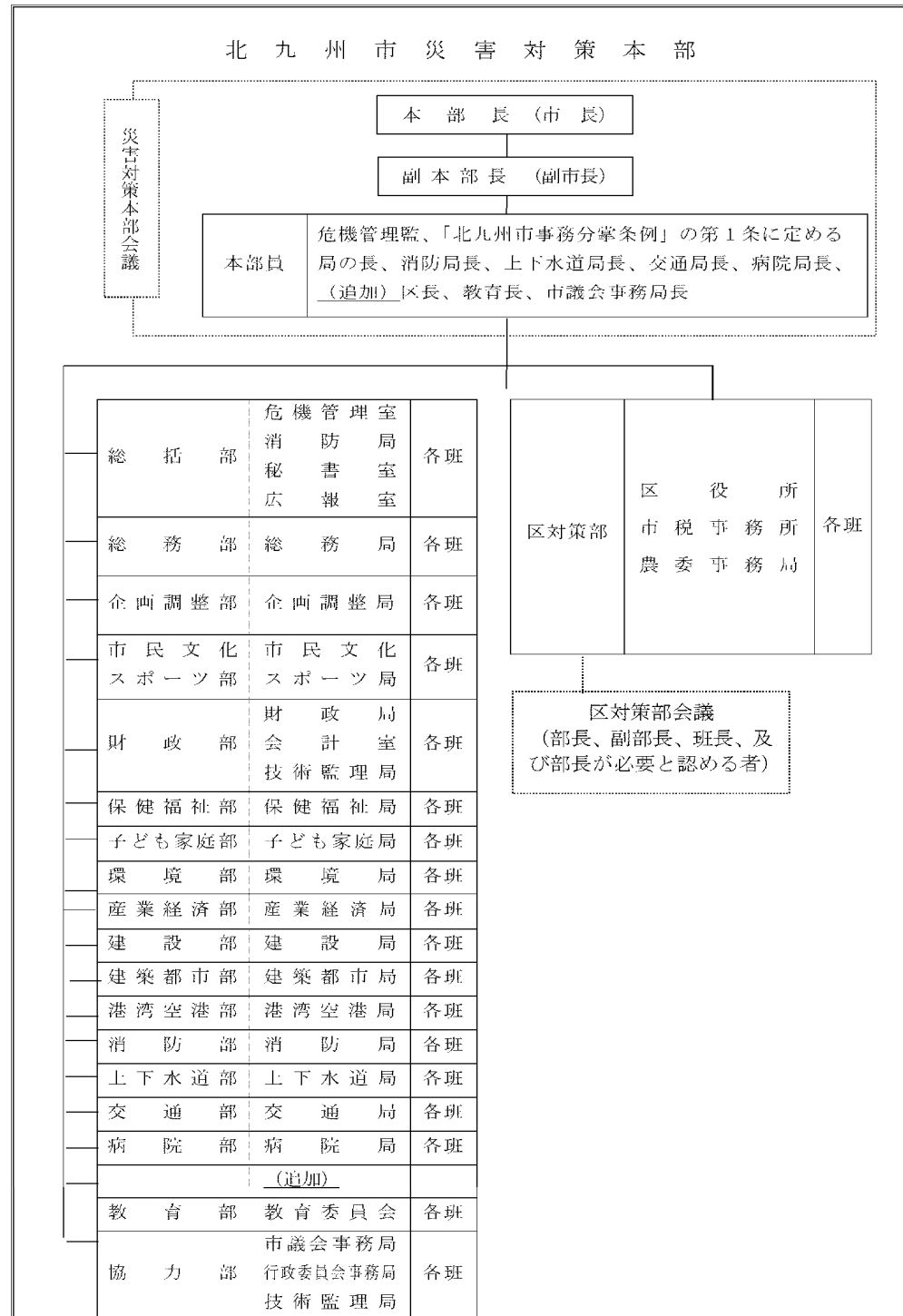
ア 略

イ 市内の沿岸部を含む予報区に、津波注意報が発表された場合

ウ 略

3から7 略

※北九州市災害対策本部機構表



1 略

2 設置基準

略

(1) 略

(2) 震災における基準

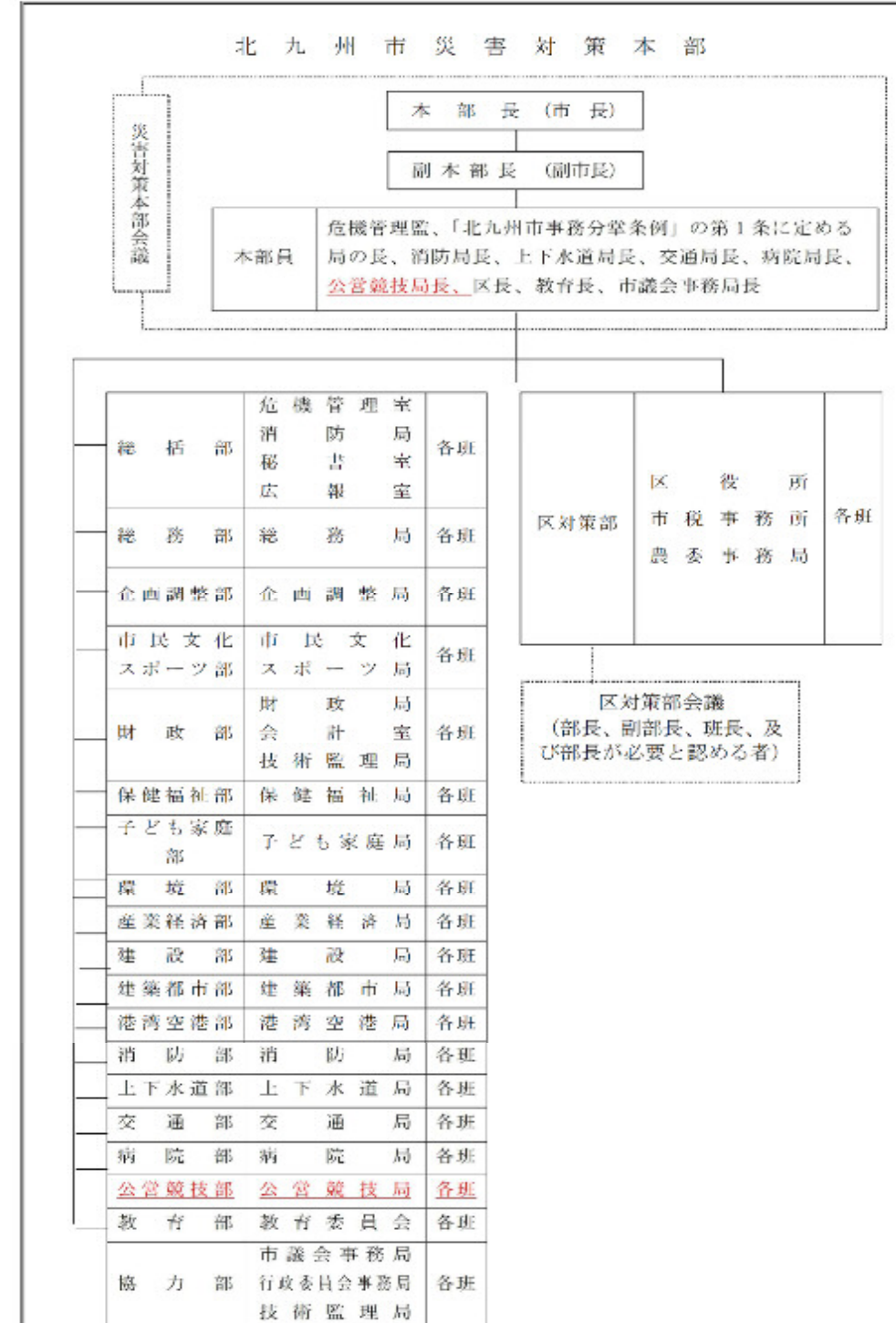
ア 略

イ 市内の沿岸部を含む津波予報区に、津波注意報が発表された場合

ウ 略

3から7 略

※北九州市災害対策本部機構表



北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第2節 防災体制</p> <p>第1 防災指令の発令</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員動員・配備にあたっての留意点</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(5) 他の部への応援配備</p> <p>各局・区等の長は、災害時の各部の業務において他部の職員の動員が必要な場合、本部長又は警戒本部長に対し、応援配備を要請することができる。</p> <p>本部長又は警戒本部長は、災害時の各部の業務実態に応じて、各部に所属する職員を他部に応援配備するよう部長に指示することができる。この場合、他部に配備された応援職員は、配置先の部長の指示に従うこととする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>第2 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第2節 防災体制</p> <p>第1 防災指令の発令</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員動員・配備にあたっての留意点</p> <p>(1) から (4) 略</p> <p>(5) 他の部への応援配備</p> <p>各局・区等の長は、災害時の各部の業務において他部の職員の動員が必要な場合、本部長又は警戒本部長に対し、応援配備を要請することができる。</p> <p>本部長又は警戒本部長は、災害時の各部の業務実態に応じて、各部に所属する職員を他部に応援配備するよう部長に指示することができる。この場合、他部に配備された応援職員は、配置先の部長の指示に従うこととする。</p> <p><u>なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した場合の応援配備の要請は、「第3章第24節 受援計画」に基づき実施する。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>第2 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第6節 災害の広報・広聴 第1から第3 略</p> <p>第4 報道機関に対する情報提供 1から3 略 <u>(追加)</u></p> <p>第5 市民等への周知 略 1から4 略 5 ツイッター 総括部は、<u>ツイッター</u>を活用して伝達する。 6から9 略</p> <p>第6から第9 略 <u>(追加)</u></p> <p>第10 駐日外国公館及び在外公館からの問い合わせ対応 災害発生後において、駐日外国公館及び在外公館からの被災地の外国人の被害状況に関する問い合わせに対応するため、必要に応じて、企画調整部に問い合わせ窓口を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第6節 災害の広報・広聴 第1から第3 略</p> <p>第4 報道機関に対する情報提供 1から3 略 <u>4 人的被害に関する情報提供については、県及び県警察と情報を共有し提供内容の整合を図る。</u></p> <p>第5 市民等への周知 略 1から4 略 5 <u>SNS (Social Networking Service : ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</u> 総括部は、<u>SNS (ツイッター、ライン)</u>を活用して伝達する。 6から9 略</p> <p>第6から第9 略</p> <p><u>第10 外国人への多言語による情報提供・相談対応</u> <u>企画調整部は、大規模災害発生時において、言葉の問題を抱える外国人に必要な支援活動を行うために市が必要と判断した場合、北九州国際交流協会が運営を行う「北九州市災害多言語支援センター」を設置する。</u></p> <p>第11 駐日外国公館及び在外公館からの問い合わせ対応 災害発生後において、駐日外国公館及び在外公館からの被災地の外国人の被害状況に関する問い合わせに対応するため、必要に応じて、企画調整部に問い合わせ窓口を設置する。</p>



北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第19節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難勧告等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 風水害等における基準</p> <p>避難勧告等は、以下の場合を基準として、<u>(追加)</u>災害発生のおそれのある地域を対象に実施する。ただし、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で判断できないものや有効先行降雨量、流域雨量指数の予測値も含めて、総合的な判断を行うものとし、避難所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令する。また、災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される風水害等の場合は、タイムライン（防災行動計画）を考慮し発令する。</p> <p>その際、必要に応じて、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難勧告等に関する事項について助言を求め、判断を行うものとする。</p> <p>アからウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3から8 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第19節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難勧告等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 風水害等における基準</p> <p>避難勧告等は、以下の場合を基準として、<u>土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）、浸水想定区域及びその他</u>災害発生のおそれのある地域を対象に実施する。ただし、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で判断できないものや有効先行降雨量、流域雨量指数の予測値も含めて、総合的な判断を行うものとし、避難所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令する。また、災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される風水害等の場合は、タイムライン（防災行動計画）を考慮し発令する。</p> <p>その際、必要に応じて、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難勧告等に関する事項について助言を求め、判断を行うものとする。</p> <p>アからウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3から8 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第20節 避難者の受入れ対応 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難所の開設 区長（区対策部長）は、避難者数、発生が予想される災害種別、避難勧告等の対象地域からの避難経路及び災害発生状況等を考慮して、あらかじめ指定した予定避難所のなかから安全なものを選択し、施設管理者等の同意のうえ避難所を開設する。 また、必要があれば、受入れ予定箇所以外の場所や予定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意のうえ避難所として利用する。 <u>(追加)</u></p> <p>1 開設の基準 (1) から (4) 略 <u>(追加)</u> (5) 広域的な災害発生に伴い、他都市からの避難者受入れの要請があり、かつ、災害対策本部等が必要と認めた場合 2から6 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 略 2 職員の派遣 (1) 略 (2) 民生班、救護班の派遣 区対策部は、<u>受入れ期間の長期化により、避難者のなかに負傷者や健康上の配慮が必要な者が多数居る場合には、</u>病院部、保健福祉部と協議のうえ、民生班及び救護班を派遣して、避難者の応急治療にあたる。</p> <p>(3) 略 3から8 略</p> <p>第4から第6 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第20節 避難者の受入れ対応 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 避難所の開設 区長（区対策部長）は、避難者数、発生が予想される災害種別、避難勧告等の対象地域からの避難経路及び災害発生状況等を考慮して、あらかじめ指定した予定避難所のなかから安全なものを選択し、施設管理者等の同意のうえ避難所を開設する。<u>また、必要があれば、受入れ予定箇所以外の場所や予定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意のうえ避難所として利用する。</u> <u>なお、区長は、予定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ予定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>1 開設の基準 (1) から (4) 略 <u>(5) 災害による交通機関等の停止などにより、帰宅困難者が多数生じた場合</u> <u>(6) 広域的な災害発生に伴い、他都市からの避難者受入れの要請があり、かつ、災害対策本部等が必要と認めた場合</u> 2から6 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 略 2 職員の派遣 (1) 略 (2) 民生班、救護班の派遣 区対策部は、<u>受入れ期間が長期化した場合は、避難者の健康管理を行い、避難者の多数が健康面に支障を来たすおそれのある場合や、</u>避難者のなかに負傷者や健康上の配慮が必要な者が多数居る場合には、病院部、保健福祉部と協議のうえ、民生班及び救護班を派遣して、避難者の応急治療にあたる。</p> <p>(3) 略 3から8 略</p> <p>第4から第6 略</p>



北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第24節 <b>緊急物資流通対策</b></p> <p>第1 実施担当機関  <u>総括部、総務部、財政部、保健福祉部、産業経済部、建設部、建築都市部、港湾空港部、区対策部、協力部、民間</u></p> <p>第2 <b>緊急物資一元管理・配送システムの運営</b>            災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生し、かつ被災状況、交通状況等を勘案し、避難者に対する救援物資の安定供給のために必要と市長が判断した場合、「緊急物資一元管理・配送システム」を運営する。            当システムは、地域内輸送拠点として「災害時緊急物資集配センター」（以下、「物資集配センター」という。）を設置し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理するもの。物資集配センターの運営は市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を編成して行う。  <u>（追加）</u></p> <p>1 略</p> <p>2 編成表</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第24節 <b>受援計画</b></p> <p>第1 実施担当機関  <u>各部、関係機関（福岡県、自衛隊等）</u></p> <p>第2 <b>物的支援の受入れ</b>            災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生し、かつ被災状況、交通状況等を勘案し、避難者に対する救援物資の安定供給のために必要と市長が判断した場合、「緊急物資一元管理・配送システム」を運営する。            当システムは、地域内輸送拠点として「災害時緊急物資集配センター」（以下、「物資集配センター」という。）を設置し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理するもの。物資集配センターの運営は市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を編成して行う。  <u>なお、具体的な設置・運営方法等については、「緊急物資一元管理・配送システム運営マニュアル」において別に定める。</u></p> <p>1 略</p> <p>2 編成表</p>

北九州市地域防災計画 修正素案

現 行			修 正 案		
担当	担当部・班	分担業務	担当	担当部・班	分担業務
運営担当	総務部（総務班） （民間物流企業総括責任者）	・チーム運営の統括・指揮 ・チーム編成、人員確保 ・関係部局等との連絡調整	運営担当	総務部（総務班） （民間物流企業総括責任者）	・チーム運営の統括・指揮 ・チーム編成、人員確保 ・関係部局等との連絡調整
施設・搬路担当	建設部（道路班） 建築都市部（都市計画班） 港湾空港部（港湾総務班、 港営班、みなと振興班）	・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定	施設・搬路担当	建設部（道路班） 建築都市部（都市計画班） 港湾空港部（港湾総務班、 港営班、 <u>（削除）</u> ）	・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定
物資管理担当	保健福祉部（保健福祉総務班） 区対策部（民生班） 産業経済部（農林水産班） 財政部（契約班）	・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理（品目毎） ・義援物資への対応	物資管理担当	保健福祉部（保健福祉総務班） 区対策部（民生班） 産業経済部（農林水産班） 財政部（契約班）	・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理（品目毎） ・義援物資への対応
荷捌き担当	民間物流企業 協力部、（災害ボランティア）		荷捌き担当	民間物流企業 協力部、（災害ボランティア）	
	統括班	・荷捌き業務の統括		統括班	・荷捌き業務の統括
	荷卸班	・輸送車両からの荷卸、検品		荷卸班	・輸送車両からの荷卸、検品
	仕分け班	・品目毎に仕分け、数量管理		仕分け班	・品目毎に仕分け、数量管理
	物資分配班	・避難所毎に物資を分配		物資分配班	・避難所毎に物資を分配
	積込み班	・輸送車両への物資の積込み		積込み班	・輸送車両への物資の積込み
	配送管理班	・輸送車両の配置等、配送管理		配送管理班	・輸送車両の配置等、配送管理
	車両誘導班	・輸送車両の誘導		車両誘導班	・輸送車両の誘導
応援班	・荷捌きの実作業等	応援班	・荷捌きの実作業等		
輸送担当	民間物流企業（トラック協会、自衛隊等）	・避難所への物資の搬送	輸送担当	民間物流企業（トラック協会、自衛隊等）	・避難所への物資の搬送

現 行	修 正 案												
<p>第3 物資集配センターの設置・運営</p> <p>1 物資集配センターの設置・運営に係る総合調整（総括部） 設置・運営に係る関係機関との連絡調整等</p> <p>2 物資集配センターの運営（総務部） (1) 必要人員の確保・配置 (2) 運営の統括指揮</p> <p>3 輸送路の確保・選定（建設部、建築都市部、港湾空港部） (1) 道路・施設被害、規制状況の把握 (2) 物資輸送ルート確保・選定</p> <p>4 物資の管理 (1) 避難所毎の不足物資の把握（区対策部） (2) 品目毎の在庫数量の管理（保健福祉部） (3) 物資の調達（区対策部、保健福祉部、産業経済部、財政部）</p> <p>5 荷捌き指揮等（民間） (1) 荷捌き業務の指揮 (2) 輸送車両の誘導</p> <p>6 荷捌きの実作業（協力部、ボランティア等） (1) 品目毎の仕分け作業 (2) 物資の荷降ろし、検品、積み込み作業</p> <p>7 物資の輸送（民間） 物資集配センター、避難所間の物資の輸送</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第3 人的支援の受入れ 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害等が発生し、本市職員のみでは災害対応業務の実施が困難な場合に、外部からの人的応援等を円滑に受入れることで継続的に災害対応業務を実施する。</p> <p>円滑な人的応援の受入れは、「受援調整チーム」を編成し人的応援の総合的な調整を行う。 なお、具体的な応援要請や受入れ方法については、「災害時受援マニュアル」において別に定める。</p> <p>1 受援調整チームの編成 総務部職員班から構成される「受援調整チーム」を災害対策本部直轄に編成し、外部との連絡窓口や人的応援に係る全体の総括や調整を行う。</p> <p>2 編成表</p> <table border="1" data-bbox="1540 1371 2602 1688"> <thead> <tr> <th>総務部職員班</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局人事課</td> <td>・受援調整チームの総括 ・応援要請及び応援に係る調整に関すること ・応援職員の服務・派遣・配置に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務局給与課</td> <td>・給与、公務災害補償に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務局福利課</td> <td>・受援に係るニーズ集約に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務局女性の輝く社会推進室</td> <td>・その他必要事項</td> </tr> <tr> <td>総務局職員研修所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総務部職員班	役 割	総務局人事課	・受援調整チームの総括 ・応援要請及び応援に係る調整に関すること ・応援職員の服務・派遣・配置に関すること	総務局給与課	・給与、公務災害補償に関すること	総務局福利課	・受援に係るニーズ集約に関すること	総務局女性の輝く社会推進室	・その他必要事項	総務局職員研修所	
総務部職員班	役 割												
総務局人事課	・受援調整チームの総括 ・応援要請及び応援に係る調整に関すること ・応援職員の服務・派遣・配置に関すること												
総務局給与課	・給与、公務災害補償に関すること												
総務局福利課	・受援に係るニーズ集約に関すること												
総務局女性の輝く社会推進室	・その他必要事項												
総務局職員研修所													

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第27節 医療・助産及び避難行動要支援者対策 略 第1から第11 略</p> <p>第12 心のケア対策 災害時には、精神障害者の症状の増悪や、被災者が精神的に不安定になることが予想される。 <u>心のケア対策班長は、区役所の精神保健福祉相談員等と連携しながら、以下の対策を講ずる。</u></p> <p><u>1 心のケアホットラインの設置</u> <u>心のケア対策班長は、必要に応じて、24時間対応の電話相談窓口を精神保健福祉センター内に開設する。</u></p> <p><u>2 心のケアチームの設置</u> (1) 編成及び派遣 <u>心のケア対策班長は、必要に応じて、精神保健福祉センター及び子ども総合センター等の精神科医、保健師、心理職及び事務職等による心のケアチームを編成し、避難場所、応急仮設住宅等へ派遣する。</u> <u>災害対策本部長は、災害の規模により必要と認めるときは、福岡県知事に対して被災地域外からの心のケアチーム等の応援を要請する。</u> <u>心のケア対策班長は、心のケアチーム等の応援を受けた場合、支援チームに関する統括業務を行う。</u></p> <p>(2) 略 <u>(追加)</u></p> <p><u>3 被災者心の相談窓口の設置</u> 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p>第27節 医療・助産及び避難行動要支援者対策 略 第1から第11 略</p> <p>第12 心のケア対策 災害時には、精神障害者の症状の増悪や、被災者が精神的に不安定になることが予想される。 <u>心のケア対策班は、区役所の精神保健福祉相談員等と連携しながら、以下の対策を講ずる。</u></p> <p><u>1 心のケアチームの設置</u> (1) 編成及び派遣 <u>心のケア対策班は、必要に応じて、精神保健福祉センター等の精神科医、保健師、心理職及び事務職等による心のケアチームを編成し、避難場所、応急仮設住宅等へ派遣する。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣</u> <u>心のケアチームでは対応できない規模の災害や精神科医療支援を要する場合は、福岡県 DPAT 統括者と DPAT 調整本部の立ち上げを協議し、DPAT を編成する。</u> <u>被災状況により必要と認めるときは、災害対策本部長は、福岡県知事に対して被災地域外からの DPAT の派遣を要請する。</u> <u>心のケア対策班は、DPAT の派遣を受けた場合、運用等に関する統括業務を支援する。</u></p> <p><u>3 心のケアホットラインの設置</u> <u>心のケア対策班は、必要に応じて、24時間対応の電話相談窓口を精神保健福祉センター内に開設する。</u></p> <p><u>4 被災者心の相談窓口の設置</u> 略</p>

北九州市地域防災計画 修正案

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第43節 相互応援協力            災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要なとき、他の地方公共団体と緊密な連携をとり、相互応援協力して、災害応急対策活動の万全を期するための計画である。  <u>(追加)</u>            第1から第9 略</p> <p>第10 九州九都市水道局災害時相互応援  <u>北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市は、平成7年12月28日9都市間で締結した九州九都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水及びその供給に必要な資機材の提供等について、9都市において災害が発生した際に友愛的精神に基づいて相互に応援するものとする。</u></p> <p>第11から第14 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 災害応急対策計画</u></p> <p>第43節 相互応援協力            災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要なとき、他の地方公共団体と緊密な連携をとり、相互応援協力して、災害応急対策活動の万全を期するための計画である。  <u>なお、相互応援体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。</u></p> <p>第1から第9 略</p> <p>第10 <u>日本水道協会九州地方支部災害時における相互応援</u>  <u>日本水道協会九州地方支部は、九州において災害が発生した際に、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要物資の提供等について、友愛的精神に基づいて会員（各縣市町村）相互に応援するものとする。</u></p> <p>第11から第14 略</p>